

部 則

 YEG 東金商工会議所青年部

東金商工会議所青年部 部則

昭和	49年	4月	1日	施行
昭和	52年	4月	1日	一部改正
平成	元年	2月	4日	一部改正
平成	2年	5月	1日	一部改正
平成	5年	4月	19日	一部改正
平成	13年	4月	27日	一部改正
平成	18年	4月	21日	一部改正
平成	22年	4月	28日	一部改正
平成	25年	1月	18日	一部改正
平成	30年	1月	17日	一部改正
令和	3年	4月	19日	一部改正

第1条 (名称)

当部は、東金商工会議所青年部と称する。

第2条 (所在地)

当部は、東金商工会議所内に置く。

第3条 (目的)

当部は、“東金市の発展は青年と共に在り東金市の将来は青年の為に在る”ことを認識し、市内商工業の総合的発展を図ることを目的とする。

第4条 (活動)

当部は、目的を達成するため商工人として修養し相互の親睦をはかり、また、商工業発展に関する研究・発表を行う。
また、東金商工会議所の下部組織として、商工会議所が行なう各種事業に参加し協力する。

第5条 (部員の資格)

部員は、東金商工会議所会員または子弟(男女共)及び、これに準ずる者にして、満20才より満45才に達した会計年度末までの品格ある者とする。

第6条 (入部)

入部希望者は、所定の申込書により役員会に申込み、役員会の承認を得なければならない。

第7条 (退部)

部員は、あらかじめ本青年部に通知し、退部することができる。会員は、次の事由によって退部する。

- ①本人からの申出があったとき
- ②部員資格を喪失したとき
- ③死亡したとき
- ④除名

第8条 (除名)

当部は、以下に該当する部員を総会の決議にて除名することができる。この場合、その部員に対して、その総会の会日の7日前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- ①本青年部の体面を傷つけ、または、その目的遂行に反する行為を行ったとき
- ②部費の納入義務を履行しないとき
- ③その他部員として適当でないと認められたとき

第9条 (役員)

当部は、これを運営するため部員の中より総会において以下の役員を選任する。ただし、直前会長についてはこの限りではない。

- ①会長1名、直前会長1名、副会長若干名、正副委員長若干名、監事2名。
- ②会長は青年部を代表する。
- ③直前会長は部の目的達成について必要な事項について会長の諮問に応じる。
- ④副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、それぞれ委員会を担当し委員長に必要な助言をし、また、諮問に応じる。
- ⑤正副委員長は委員会事業を運営する。
- ⑥監事は本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。
- ⑦第1項の規定にかかわらず、経理に関し公正妥当な監査に資すると認めるときは、監事は、青年部経験者の中から選任することができる。

第10条 (顧問)

当部は、その運営を円滑に進めるため顧問を置くことができる。

- ①商工会議所常議員若干名を会頭により青年部担当常議員に委嘱受け顧問とする。
- ②顧問は青年部事業または運営に対し、随時にアドバイス、指導することができる。
- ③顧問は、役員会に出席し意見を述べることができる。

第11条 (役員任期)

役員任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。

第12条 (総会)

- ①本会に総会を置き、通常総会、臨時総会の2種とする。
- ②定期総会は、毎年1回4月に会長が召集する。
- ③臨時総会は、会長または副会長が必要ある時に召集する。
- ④総会は、部員の2分の1以上の出席を要する。
- ⑤議長は会長をもってあたる。
- ⑥総会の議事は、出席した部員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑦総会にやむを得ない理由のため出席できない部員については、他の部員に表決を委任することができる。この場合において表決の委任者は総会に出席したものとみなす。
- ⑧会長が必要と認めた場合は電子総会を開くことができる。その場合の議決は第4項、第5項並びに第6項に準じる。
- ⑨電子総会の運営に関する事項については別に定める。

第13条 (総会の決議事項)

以下の事項は総会の議決を経なければならない。ただし、第2項に関して、やむを得ない事情により年度途中で役員の変更が生じた場合には、役員会において変更を承認することができる。

- ①部則の変更
- ②役員を選任及び解任
- ③部員の除名
- ④事業計画及び収支予算の決定または変更
- ⑤決算関係書類の承認
- ⑥その他、特に運営に関わる基本的な重要事項

第14条 (役員会)

- ①役員会は会長が召集する。
- ②役員会は役員2分の1以上の出席を要する。
- ③役員会の議事は、出席した役員2分の1以上の出席を要し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ④以下の事項は総会の議決を経なければならない。
 - I) 総会に提案すべき事項
 - II) 部員の加入の諾否
 - III) その他、運営に関する事項
- ⑤第12条(総会)第5項並びに第8項の規定は役員会についても準用する。

第15条 (部費)

- ①部費は月額3,000円とする。
- ②会員は、毎年、4月末及び9月末までにそれぞれ上半期、下半期分の部費を納入しなければならない。ただし、年度途中に入会したものについては初年度の会費は月割りで徴収する。
- ③納入期日を経過した部費は、いかなる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。
- ④既納の部費は、いかなる事由がある場合においても返戻しない。
- ⑤激甚震災などの不慮の有事や社会情勢の悪化などの理由に、役員会の審議にて減免額を定め、総会で部費の減免措置の決定を行うものとする。

第16条 (会計年度)

本会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第17条 (慶弔規定)

部員の慶弔その他については10,000円を限度として支出する事ができる。弔事については、部員の1親等までとする。ただし、役員会で必要と認めたものはその限りではない。

第18条 (部則の変更)

本部則の変更は、総会において承認を得なければならない。

第19条 (補則)

当部則に規定していないものは東金商工会議所定款に準じて運用するものとする。

附則

当部則は昭和49年4月1日発効する。

附則

この部則は昭和52年4月1日から施行する。

附則

第5条の改正規程は平成元年3月31日から、第11条の改正規程は平成元年4月1日から実施する。

附則

第7条並びに第13条の改正規程は平成2年5月1日から実施する。

附則

第1条・第2条・第7条・第10条・第11条の改正規程は平成5年4月19日から実施する。

附則

第11条の改正規程は平成13年4月27日から実施する。

附則

第5条・第6条・第7条・第10条・第11条・第12条・第13条・第14条・第15条・第16条の改正規程は平成18年4月21日から実施する。

附則

第12条の改正規程は平成22年4月28日から実施する。

附則

第7条・第8条・第13条の新設及び第6条・第9条・第10条・第12条・第14条・第15条の改正規程は平成25年1月18日から実施する。

附則

第9条の第7項の改正規定は、平成30年1月17日から実施する。

附則

第14条・第15条の改正規定は令和3年4月19日から実施する。

以上